

第5章 卒業

1. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

これまでも、大学教育について、学位の取得を目指す学生の視点に立って、学位取得のために求められる知識・能力をあらかじめ明示し、学生が当該知識・能力を身に付けるための教育課程を体系的に整備すること、さらにこれらを踏まえ、どのように入学者を受け入れるかの方針を定める（三つのポリシーの策定）ことが必要であると提言されてきている。その中で、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の指標となるものとされている。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の策定に当たっては、各大学の教育に関する内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能するよう、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化すること、「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すこと、学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定すること、について留意しなければならない。

2. 卒業の決定及び学位の授与

平成4年度に学校教育法の改正により、短期大学卒業者に対して「準学士」という称号が創設された。また、過去の卒業者についても適用されることとなった。

その後、平成17年に学校教育法の一部改正があり、平成17年10月1日から短期大学卒業者にも、「短期大学士」の学位を授与することができることになった。

卒業の決定及び学位の授与について、学校教育法は次のとおり定めている。

○学校教育法

第93条 大学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 (略)

4 (略)

第104条 (略)

5 短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

附則（平成17年7月15日法律 第83号）

1 (略)

2 (略)

(短期大学士の学位に関する経過措置)

- 3 この法律による改正前の学校教育法第108条の2第7項の規定による準学士の称号は、この法律による改正後の学校教育法第104条第3項の規定による短期大学士の学位とみなす。

3. 卒業のための最低必要条件

卒業の要件については、短期大学設置基準に次の定めがある。第2章の「教育課程と履修登録」でも関係条文としてとりあげたが、ここに改めて再掲する。

○短期大学設置基準

(卒業の要件)

第18条 卒業の要件は、修業年限が2年の短期大学においては62単位以上を、修業年限が3年の短期大学においては93単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。

2 前項又は第35条の7第1項若しくは第2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位（次条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えないものとする。

3 (略)

(夜間学科等についての卒業の要件の特例)

第19条 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科（以下「夜間学科等」という。）に係る修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、前条第1項の規定にかかわらず、62単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。

4. 卒業要件単位数の上限

卒業要件単位数の上限については、次のように考えられる。

短期大学の卒業要件は62単位以上を修得することとされているが、卒業要件単位は何単位まで増加できるか、卒業要件単位の上限については設置基準上規定されていないが、単位制の建前からいっておのずから限界がある。学修時間との関係から問題があろう。すなわち講義、演習、実験・実習の別にかかわらず1単位は教室外の学修時間を含めて45時間と定められており、教室内の学修時間が余りに過密になれば自学自習の余裕がなくなり設置基準で定める単位制の趣旨に沿わないことになる。

各短期大学で具体的な卒業要件単位を定める場合には、教育目標とともに、設置基準に則って適切な自学自習の時間が確保されるよう慎重を期すことが望ましい。通常は2年制短期大学の場合にはおおむね8単位、3年制の場合には、おおむね12単位までを増加単位の限度とするのが適当であらう。

5. 卒業の期日

卒業の決定は学長が行うこととされているが（学校教育法第93条）、その効果が発生する日は、通常、卒業証書・学位記の日付と考えられる。また、学籍簿に記入するのもこの日であるといえる。卒業期日をいつにするかについては、原則として3月31日となるが、各短期大学の事情によってある程度早めても差し支えないと考えられる（「第1章2.学籍の記録（2）卒業」参照）。

6. 学年途中での卒業認定

学校教育法施行規則第 163 条は次のとおりとなっている。

○学校教育法施行規則

第 163 条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

すなわち、学年の途中であっても、学期始めでの入学や学期末での卒業を認めることができる。なお、これを行う場合は、学則にその旨を規定する必要がある。また、通年科目が多いカリキュラムの時はこの面での対応を考えておかなければならない。

7. 大学改革支援・学位授与機構による学位の授与

大学改革支援・学位授与機構は、国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）に基づき平成 3 年 7 月 1 日に学位授与機構が設置され、平成 12 年 4 月 1 日から大学評価・学位授与機構と改められた国の機関であった。

その後、高等教育改革の一環として、独立行政法人大学評価・学位授与機構法及び独立行政法人通則法の定めるところにより、平成 15 年 10 月 1 日に名称を独立行政法人大学評価・学位授与機構とする独立行政法人となり、平成 28 年 4 月 1 日、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合、大学改革支援・学位授与機構が設立された。

この機構の業務の内、短期大学運営にかかわる主な業務は次のとおりである。

- 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 学校教育法に定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与すること。
- 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

上記業務のうち、学位の授与に関する概要は、以下のとおりである。

機構の行う学位の授与には次の 2 種類がある。

- ① 短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者（専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第 82 条の 10 の規定により大学に編入学することができるもの。）等が大学等において更に一定の学修を行った場合の学士の学位の授与。
- ② 大学改革支援・学位授与機構の認定する教育施設の課程の修了者に対する学士、修士、博士の学位の授与。

学士取得までのプロセス



修得単位

申請する専攻の区分の基準を満たすように単位を修得する必要があります。

- *大学等で修得する単位とは
- 大学の科目等履修生等
 - 短期大学専攻科 ※
 - 高等専門学校専攻科 ※
 - 大学の専攻科
- で修得した単位を指します。
※当機構が認定する専攻科



学修成果

申請する専攻の区分に即したテーマ（課題）についてのレポートを提出します。

*専攻の区分「音楽」・「美術」の申請者はレポート以外の学修成果（演奏を収録したDVD、作品など）を提出することができます。

試験（小論文または面接）

学修成果が学力として定着しているか、申請した専攻の区分において学士の水準の学力を有しているかを見るために、提出した学修成果に関連する事項について、小論文形式の試験を受ける必要があります。

*「音楽」・「美術」の専攻の区分において、レポート以外の学修成果を提出した場合は面接試験を受けることとなります。

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構リーフレット「学士をめざそう！」から抜粋

○学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年4月1日規則第28号、平成31年4月9日改正）

（趣旨）

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う学士の学位の授与については、別に定めるものを除き、この規定の定めるところによる。

（学士の学位授与の要件）

第2条 学士の学位は、次の各号の一に該当する者（大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学する者を除く。）で、機構の行う修得単位及び学修成果（専攻に係る特定の課題についての学修の成果をいう。以下同じ。）についての審査並びに試験に合格した者に授与するものとする。ただし、機構が適当と認めるときは、試験を行わないことができる。

- 一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む）又は高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）
- 二 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用するものとする場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができるもの

五 外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が定める者
(単位の修得方法等)

第 3 条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

一 2年以上にわたって、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、次に掲げる者の場合にあつては、1年以上にわたって、31単位以上を修得すること。

イ 修業年限3年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学及び専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第27条に規定する専門職短期大学を除く。）を卒業した者

ロ 修業年限3年の専門職大学の前期課程（専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第30条第3項に規定する専門職大学の前期課程を除く。）を修了した者

ハ 修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550単位時間以上若しくは課程の修了に必要な総単位数が93単位以上の専修学校の専門課程を修了した者

二 その他イからハマまでに掲げる者と同等以上と機構が認める者

二 単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。

三 前号の専攻に係る単位数は、第1号により修得する単位数のうち専攻に係るものと、前条各号に掲げる短期大学（専門職大学の前期課程を含む）、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位数のうち専攻に係るものとを合わせて、62単位以上となるよう修得すること。この場合において、単位の修得は、専攻に係る一般的包括的な内容を含む授業科目及び専門的な内容を含む授業科目にわたって、専攻に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技によるものを適切に含めて行うこと。

2 専攻分野により、学士の学位の授与を受けようとする場合の単位の修得方法等が前項の規定によることが適当でないとき機構が認めるときは、単位の修得方法等を別に定めることができる。

(学士の学位授与の申請)

第4条 第2条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料 32,000 円を添え、4月又は10月の機構が別に定める期間に機構長に申請するものとする。

一 第2条各号の一に該当する者である旨の学（校）長の発行する証明書

二 単位修得状況等申告書及び学（校）長の発行する単位修得証明書

三 学修成果

2 機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。

3 受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があつても返還しない。

(審査の付託)

第5条 前条の規定により学士の学位授与の申請があつたときは、機構長は、学位審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。

(学士の学位授与の審査)

第6条 前条の規定により審査の付託があつたときは、学位審査会は、申請者に係る修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査及び試験を付託する。

- 2 前項の試験は、小論文又は面接により行う。
- 3 専門委員会は、第1項の審査及び試験が終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。
- 4 学位審査会は、前項の報告に基づいて学士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(学士の学位の授与)

第7条 機構長は、前条第4項の学位審査会の報告に基づき、学士の学位授与の申請があったときから6月以内に、学士の学位を授与すべき者には別記様式により学位記を授与し、学士の学位を授与しない者にはその旨を通知するものとする。

以下、第8条 (専攻分野の名称) (略)

第9条 (学位の名称) (略)

第10条 (学位授与の取消し) (略)

第11条 (その他) (略)

○学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則

(平成26年4月1日規則第1号、令和5年9月12日改正)

(趣旨)

第1条 短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定に関する規則(平成16年規則第29号。以下「専攻科認定規則」という。)第2条の規定に基づき認定された専攻科(以下「認定専攻科」という。)のうち、この規則に定める要件を満たすものとして学士の学位の授与に係る特例の適用認定を受けた専攻科(以下「特例適用専攻科」という。)の最終学年に在学し当該学年末に修了の見込みの者(以下「修了見込み者」という。)からの申請に係る学士の学位の授与については、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則(平成16年規則第28号。以下「1項学士規則」という。)の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、1項学士規則第2条各号の一に該当する者(以下「基礎資格を有する者」という。)で、専攻科を修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)の行う修得単位の審査及び次項に規定する学修総まとめ科目の履修に関する審査に合格した者に授与するものとする。

2 学修総まとめ科目は、当該申請者の学修を総括することを目的とし、専攻分野を通じて培うことが求められる能力並びに専攻に係る学修及び探究の成果を、論文又は演奏・創作若しくは作品を評価して単位を授与する授業科目で、特例適用専攻科の最終学年に開設され、別に定める基準に該当すると認められた授業科目をいう。

(単位の修得方法等)

第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、1項学士規則第3条に規定する単位を修得しなければならない。

2 前項の単位の修得にあたっては、次の各号に掲げる単位を修得するものとする。ただし、第1号の規定により修得する単位数には学修総まとめ科目の単位を含まないものとし、第2号の規定により修得する単位数には学修総まとめ科目の単位を含めることができるものとする。

一 専門的な内容の授業科目(以下「専門科目」という。)の単位と専門に関連する授業科目の単位とをあわせて40単位以上(修業年限3年の短期大学(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第19条に規定する短期大学を除く。以下同じ。)に置かれる認定専攻科にあつては、20単位以上)

二 専門科目31単位以上(修業年限3年の短期大学に置かれる認定専攻科にあつては、16単位以上)

3 前2項の単位の修得にあたっては、1項学士規則第3条第1項第1号に規定する単位の全てを在学する専攻科において修得しなければならない。

第4条 (学士の学位授与の申請) (略)

(1 項学士規則の準用)

第 5 条 1 項学士規則第 5 条から第 10 条まで（第 6 条第 2 項を除く。）の規定は、この規則による学士の学位授与について準用する。この場合において、同規則第 6 条第 1 項中「及び学修成果についての審査並びに試験」とあるのは「並びに学修総まとめ科目履修計画書及び成果の要旨等についての審査」と、同項及び同条第 3 項中「審査及び試験」とあるのは「審査」と読み替えるものとする。

(特例適用専攻科の要件)

第 6 条 機構は、認定専攻科のうち、次の各号に該当すると認められる場合は、当該専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請について、この規則に基づく特例を認める。

- 一 短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部 4 年間に相当する教育課程の授業科目が、機構が別に定める修得単位の審査の基準と適合性を有していること。
- 二 専攻科の最終学年に置かれた授業科目において学修総まとめ科目が設定されており、かつ、当該専攻科の修了要件とされていること。
- 三 専攻科で開設する授業科目のうち学修総まとめ科目については、原則として短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）又は高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）に定める基幹教員（専ら当該短期大学又は高等専門学校の教育研究に従事する者に限る。）が指導を担当するものとし、当該指導教員が大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）に定める教授又は准教授の資格に相当する資格を有し、かつ、自らが研究に携わり、学修総まとめ科目の主旨に基づく教育指導を行う能力を有していること。
- 四 学修総まとめ科目の成績評価の基準と方法を定め、学生に対してこれをあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に成績評価が行われていること。

(特例の適用認定の申出の手続き)

第 7 条 特例の適用認定を受けようとする認定専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者（国又は地方公共団体の場合にあつては、当該専攻科を置く短期大学の学長又は高等専門学校の校長とする。以下同じ。）は、特例の適用認定を受けようとする年度の前年度の 4 月 30 日までに、特例適用認定申出書に別に定める書類を添えて、機構長に申し出るものとする。

2 (略)

第 8 条 (特例の適用認定の申出の要件) (略)

第 9 条 (特例の適用認定の審査) (略)

(特例の適用認定の通知)

第 10 条 機構長は、前条第 4 項の規定による学位審査会の報告に基づいて特例の適用認定の可否を決定し、その旨を適用認定を受けようとする年度の前年度の 10 月 31 日までに、当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者に通知するものとする。

2 (略)

第 11 条 (変更の届出) (略)

第 12 条 (教育の実施状況の審査) (略)

第 13 条 (特例適用専攻科の取消し) (略)

第 14 条 (その他) (略)

附 則 (令和 5 年 9 月 12 日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 6 年度に行おうとする特例の適用認定の申出については、短期大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

3 この規則の施行の際現に認定されている短期大学及び高等専門学校に対する改正後の第 6 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、令和7年度以後に行おうとする特例の適用認定の申出をする場合には、当該認定の申出に係る短期大学又は高等専門学校については、この規則による改正後の第6条第1項第3号の規定を適用する。